



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
号外第157号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例 (66) (長寿社会課)	9
	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例 (67) (環境政策課) ...	11
	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に 関する条例 (68) (循環型社会推進課)	14
	鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例 (69) (西部総合事務所県民局)	21

———公布された条例のあらまし———

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 国民健康保険法の一部が改正され、県は、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して交付金（以下「調整交付金」という。）を交付することとされた。
- (2) (1)に伴い、調整交付金の交付に関し必要な事項を定め、平成17年度から調整交付金を交付する。

2 条例の概要

- (1) 調整交付金の交付に関し、必要な事項を次のとおり定める。

調整交付金の種類	調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。
調整交付金の交付等	ア 普通調整交付金は、所得水準、保険給付水準等の市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し交付するものとし、具体的な算定式、交付方法等は、別に定める。 イ 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し交付するものとし、具体的な交付事由、交付方法等は、別に定める。
各調整交付金の額	ア 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。 イ 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。
普通調整交付金の過不足の調整	普通調整交付金に過不足が生じたときは、特別調整交付金との間で調整を行う。

(2) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

平成17年度から平成19年度までの間について、所要の経過措置を講じる。

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 最近、石綿粉じん暴露による労働者の中皮腫等による死亡状況が明らかにされ、また、その家族及び製造工場周辺の住民の健康被害も明らかになるなど、石綿による健康被害は、労働災害の範疇を超えて社会問題となっている。
- (2) しかし、石綿対策に係る国の法体系は、大気汚染防止法による規制のほか、労働安全衛生又はリサイクルの観点からの規制等、必ずしも総合対策になっていない。また、大気汚染防止法による規制も、一定の面積要件等があり、全面的な規制とはなっていない。さらに、国の法体系は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止という視点が欠けている。
- (3) そこで、石綿の飛散等に伴う県民の健康被害の防止という観点から、国の法体系を補う本県独自の制度として、この条例において、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、建築物その他の工作物の解体工事等に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散の防止に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、建築物その他の工作物の解体工事等に伴い石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。
(2) 県の責務	<p>石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集すること。</p> <p>石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施すること。</p> <p>により収集した情報を提供するとともに、石綿に関連する相談窓口を設置し、相談に応じること。</p> <p>石綿の適正な取扱い及び石綿による健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図ること。</p>
(3) 事業者がとるべき措置等	<p>石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>事業者は、その工場等の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、定期的に調査・記録し、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>事業者は、県が実施する施策に協力しなければならない。</p>
(4) 建築物の所有者等がとるべき措置等	<p>建築物の所有者等は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。</p> <p>建築物の所有者等は、県が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の建築物で一定の用途、規模等を有するものの所有者等は、多数の者の利用する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合には、共用部分の大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査・記録し、その結果を公表しなければならない。</p> <p>知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合で、使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を</p>

	<p>定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>の勧告に従わない場合は、その旨を公表する。</p>
(5) 石綿粉じん排出等作業に係る規制	<p>石綿粉じん排出等作業の実施の届出</p> <p>ア 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の14日前までに、特定工事の場所等を知事に届け出なければならない。ただし、災害等により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>イ 知事は、アの届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。</p> <p>改善命令等</p> <p>ア 知事は、特定工事の内容が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事の施工者に対し、期限を定めて、作業内容の改善勧告又は作業の一時停止勧告を行うことができる。</p> <p>イ 知事は、アにより勧告を受けた者が当該勧告に従わないで作業を行っているときは、期限を定めて、作業内容の改善命令又は作業の一時停止命令を行うことができる。</p> <p>ウ 知事は、ア又はイの勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>注文者の配慮</p> <p>特定工事の注文者は、当該工事の施工者に対して、飛散等防止基準の遵守を妨げるような条件を付さないように配慮しなければならない。</p> <p>廃棄予定量等の届出等</p> <p>ア アの届出者は、当該届出に併せて、廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法を知事に届け出なければならない。</p> <p>イ アの届出者は、石綿含有材料等の廃棄の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p>
(6) その他の事項	<p>立入検査等</p> <p>知事は、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を要求し、又はその職員に、建築物若しくは土地への立入り及び建築物の管理等の状況若しくは帳簿等の物件の検査をさせることができる。</p> <p>情報の公開</p> <p>知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、 による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。</p> <p>適用除外</p> <p>大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業に係る届出者は、(5) アの届出を行わなくてもよい。</p>
(7) 罰則	<p>(5) イの命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>ア (5) ア（災害等に係る場合を除く。）の届出をせず、又は虚偽の届出を行っ</p>

	<p>た者</p> <p>イ (6) の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査の拒否等を行った者</p> <p>法人の代表者又は法人等の従業者が、その法人等の業務に関し、又は の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、又は の罰金刑を科する。</p> <p>(5) ア (災害等に係る場合に限る。) の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</p>
(8) 施行期日等	<p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、(4)、(5) 、(6) 及び(7)は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>この条例の施行の際、特定工事に既に着手している者に係る経過措置を講じる。大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行う。</p> <p>この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p>

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図るため、廃棄物処理施設を設置しようとする者に設置計画等の事前公開及び関係住民に対する周知を義務付けるとともに、廃棄物処理施設設置事業者と関係住民との意見の調整を行う制度、廃棄物処理施設における処理状況の公表制度等を設けようとするものである。

2 条例の概要

(1) 目的	<p>この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る手続の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及びその紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p>
(2) 県及び市町村並びに事業者及び関係住民の責務	<p>県の責務</p> <p>県は、関係市町村等と協力して紛争の予防を図るとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に紛争解決のための調整を図る。</p> <p>市町村の責務</p> <p>市町村は、紛争の予防及び調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努める。</p> <p>事業者及び関係住民の責務</p> <p>ア 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、その地域における環境に十分配慮し、関係住民の協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>イ 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、相互の意見及び見解を理解するよう努め、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。</p> <p>ウ 廃棄物処理施設の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関す</p>

<p>(3) 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等</p>	<p>る施策に協力しなければならない。</p> <p>事業計画書の提出</p> <p>ア 事業者は、廃棄物処理施設の設置を行うときは、事業計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>イ 事業者は、廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。</p> <p>周知計画書の提出</p> <p>ア 事業者は、事業計画書の提出に併せ、又は事業計画書の提出後速やかに、事業計画について関係住民に行う説明会の開催に関する事項その他の事業計画の周知に係る計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>イ 知事は、周知計画書の提出を受けたときは、関係市町村長にその写しを送付する。</p> <p>ウ 関係市町村長は、知事から周知計画書の写しの送付を受けたときは、14日を経過する日までの間、周知計画について、知事に意見を述べることができる。</p> <p>現地調査等</p> <p>ア 知事は、事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認する。</p> <p>イ 知事は、ウの意見及びアの調査結果に基づいて、事業者に必要な修正を指示する。</p> <p>関係市町村長等への照会</p> <p>知事は、関係市町村長及び関係機関の長に、事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会する。</p> <p>広告及び縦覧</p> <p>事業者は、イの指示に基づき周知計画を修正した後、事業計画を作成した旨を広告し、28日間関係住民の縦覧に供しなければならない。</p> <p>事業計画の周知</p> <p>事業者は、ウの縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し事業計画の周知を図らなければならない。</p> <p>意見書の提出</p> <p>地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、ウの広告のあった日から42日を経過する日までに意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を知事及び事業者に提出することができる。</p> <p>見解書の提出</p> <p>ア 事業者は、意見書の提出があったときは、遅滞なく当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>イ 事業者は、見解書の提出に併せ、又は見解書提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。</p> <p>指導及び助言</p> <p>知事は、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。</p> <p>実施状況報告書の提出</p>
-------------------------------	---

事業者は、関係住民への周知を行ったときは、その実施状況を記載した書面（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。

意見書等に対する関係市町村長の意見

ア 知事は、意見書の提出があったとき、見解書の提出があったとき、又は実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付する。

イ 知事は、関係市町村長から、アの送付の内容に関連して意見を求めることができる。

ウ イにより意見を求められた市町村長は、意見を求められた日から起算して14日を経過する日までに意見を述べる。

実施状況報告に対する通知

ア 知事は、実施状況報告書及びウの意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次のいずれに該当するかを事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知する。

（ア）関係住民の理解が得られたと認めるとき。

（イ）事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

（ウ）事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認められるとき。

イ 知事は、アの通知を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴く。

ウ 事業者は、ア(イ)に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

意見の調整

ア 事業者又は関係住民は、ア(ウ)に係る通知が行われた場合又は環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の規定により環境評価書が作成された旨の公告が行われたときは、紛争の解決のための意見の調整を知事に申し出ることができる。

イ 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に関する意見を記載した書面（以下「調整に関する意見書」という。）を知事に提出することができる。この場合において、知事は、当該調整に関する意見書の写しを、鳥取県廃棄物審議会に送付する。

ウ 知事は、意見の調整を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴く。

意見調整結果の通知

ア 知事は、の意見の調整を行った結果について、次のいずれに該当するかを事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知する。

（ア）関係住民の理解が得られたと認めるとき。

（イ）事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

（ウ）アにより、意見の調整を終結したとき。

イ 知事は、アの通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴く。

意見の調整の終結

ア 知事は、意見の調整の結果、事業者が実施した関係住民の理解を得るための対応が十分と認められ、次のいずれかに該当すると認められるときは、意見の調整を終結させることができる。

(ア) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

(イ) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

(ウ) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

環境の保全に関する協定の締結

ア 事業者は、廃棄物処理施設の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

イ 知事は、関係住民又は関係市町村長が、事業者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

事業計画又は周知計画の変更の届出等

ア 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

イ 知事は、アの届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付する。

事業計画の廃止の届出等

ア 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、知事に届け出なければならない。

イ 事業者は、アの届出を行ったときは、速やかに事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。

ウ 知事は、アの届出を受理したときは、その旨を関係市町村長に通知する。

許可申請等の制限

ア 事業者は、廃棄物処理施設の設置等の許可の申請等を行う前に、この条例に規定する必要な手続を行わなければならない。

イ この条例に規定する必要な手続は、ア(ア)、ア(ア)又はア(ウ)の通知をもって終了する。

(4) 廃棄物処理施設の設置者の責務

廃棄物の処理状況に係る報告等

ア 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における廃棄物の処理状況を知事に報告するものとする。

イ 知事は、アの報告の内容を公表する。

事故時の措置

廃棄物処理施設の設置者は、破損その他の事故が発生し、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその支障の除去又は発生防止のための措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。

施設の公開

廃棄物処理施設の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めるものとする。

事故対応費用に関する措置

	<p>廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用を積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。</p> <p>廃棄物処理施設の承継</p> <p>廃棄物処理施設の設置者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者は、当該施設について環境の保全に関する協定が締結されているときは、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。</p>
(5) 鳥取県廃棄物審議会	<p>設置等</p> <p>(3)の 、 及び に関する事項その他廃棄物の処理に関する事項を調査審議するため、鳥取県廃棄物審議会を設置する。</p> <p>組織等</p> <p>ア 委員は7人以内で組織し、必要な知識又は経験を有する者等のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。</p> <p>イ 委員の任期は2年とし、再任されることができる。</p> <p>ウ 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>その他審議会の運営等について必要な事項を定める。</p>
(6) 雑則	<p>報告の徴収</p> <p>知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し必要な報告を求めることができる。</p> <p>勧告及び公表</p> <p>ア 知事は、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったときは、事業者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>イ 事業者がアの勧告に従わないときは、事業者の氏名等及び勧告の内容を公表することができる。</p> <p>適用除外</p> <p>ア 環境影響評価法等の対象となる廃棄物処理施設の設置については、(3)の から までは適用しない。</p> <p>イ 移動式の廃棄物処理施設の設置については、(3)は適用しない。</p> <p>規則への委任</p> <p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
(7) 施行期日等	<p>施行期日</p> <p>この条例は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>この条例の失効</p> <p>この条例は、平成19年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</p> <p>所要の経過措置を講じる。</p>

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 国立公園大山地内の利便性を高め、県民が大山の自然並びに歴史及び文化に親しむ機会を増大させ、もって自然を大切にすることを旨とし、大山の観光振興に資するため、大山博労座駐車場、大

山立体駐車場及び大山横原駐車場を大山駐車場として、公の施設に位置付ける。

(2) 大山駐車場の管理については、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

(3) 大山駐車場の管理は、大山地区の観光振興のために地域と連携して行う必要があり、観光その他の地域の振興に取り組んでいる団体に行わせることが望ましいことから、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

2 条例の概要

大山駐車場の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	大山駐車場の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(大山町観光協会を予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 利用時間及び休場日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	指定管理者が知事の承認を得て定める期間内において、指定管理者が知事の承認を得て定める駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、大山駐車場の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	大山駐車場の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。 の場合において、指定管理者は、大山駐車場の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、大山駐車場の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11)は、公布の日から施行する。
(11) 準備行為	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

条 例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第66号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調整交付金の総額)

第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の7に相当する額とする。

(調整交付金の種類)

第3条 調整交付金は、普通調整交付金（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）及び特別調整交付金（同項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（政令第2条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び当該被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者（政令第1条第1項に規定する介護保険第2号被保険者をいう。）に係る所得及び当該被保険者の数

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、特定療養費（法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額療養費（法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。）の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金（政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。）の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。）を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

イ 介護納付金（政令第1条第1項に規定する介護納付金をいう。）の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が別に定めるところにより交付する。

4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

6 普通調整交付金の総額が、第2項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例は、平成17年度における調整交付金から適用する。

第3条 平成17年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第25号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第5項に規定する額とする。

2 平成17年度における普通調整交付金の総額は、第3条第4項の規定にかかわらず、前項に規定する調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。

3 平成17年度における特別調整交付金の総額は、第3条第5項の規定にかかわらず、第1項に規定する調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

第4条 平成18年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、一部改正法附則第4条第5項に規定する額とする。

第5条 平成19年度における調整交付金の総額は、第2条の規定にかかわらず、一部改正法附則第5条第4項に規定する額とする。

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第67号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、石綿の飛散等に伴う健康被害の防止に関し、県の責務を明らかにし、及び石綿含有材料等を取り扱う事業者等がとるべき措置等を定めるとともに、建築物その他の工作物の解体工事等に伴い石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散することを防止することに関して必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

(2) 石綿含有材料等 石綿の粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿（石綿を含有する材料のうち吹付け工法に使用されるものをいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材等（規則で定めるものに限る。）をいう。

(3) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

(4) 飛散等防止基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準をいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の規定により収集した情報を提供するとともに、石綿に関連する相談窓口を設置し、相談に応じ

ることにより、石綿の適正な取扱い及び石綿による健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

3 事業者は、前条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

(建築物の所有者等がとるべき措置等)

第5条 建築物の所有者（当該建築物について、所有者が、修繕その他の建築物の機能の維持を含めて、その管理を当該建築物の管理者又は占有者に委ねている場合にあっては、当該管理者又は占有者。以下「所有者等」という。）は、当該建築物における石綿含有材料等の使用の有無を把握し、使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散しないよう措置を講じなければならない。

2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあっては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事の場所

(3) 石綿粉じん排出等作業の種類

(4) 石綿粉じん排出等作業の実施の期間

(5) 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における石綿含有材料等の種類並びにその使用箇所及び使用数量

(6) 石綿粉じん排出等作業の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が飛散等防止基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を飛散等防止基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が飛散等防止基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで石綿粉じん排出等作業を行っているときは、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(注文者の配慮)

第9条 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、飛散等防止基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(廃棄予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項に基づく届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄することとなる石綿含有材料等の種類、廃棄する量及び廃棄の方法（廃棄を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の廃棄に係る処分が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処分の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の公表)

第12条 知事は、県民の石綿による健康に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、前条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出又は立入検査によって得た情報を公表するものとする。

(適用除外)

第13条 第7条及び第8条の規定は、大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項に基づく届出を行う者については、適用しない。

(権限の委任)

第14条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第19条 第7条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条、第11条及び第16条から第19条までの規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している特定工事に係る第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始の日の14日前までに」とあるのは、「終了する日又は平成17年11月14日のいずれか早い日までに」とする。

(見直し)

3 この条例は、大気汚染防止法その他の法令により石綿による健康被害の防止のための措置が講じられたときは、必要な見直しを行うものとする。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第68号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条 - 第5条)

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等 (第6条 - 第24条)

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務 (第25条 - 第29条)

第4章 鳥取県廃棄物審議会 (第30条 - 第36条)

第5章 雑則 (第37条 - 第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。
- (4) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者をいう。
- (5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。
- (6) 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新たな設置又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をいう。
- (8) 紛争 廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (9) 事業者 廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (10) 周辺区域 廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。
- (11) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定める者をいう。
- (12) 関係市町村 その区域内に関係住民が居住する市町村をいう。

(県の責務)

第3条 県は、関係市町村等と協力して紛争の予防を図るとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に紛争の解決のための調整を図るものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、紛争の予防及び調整に関して県の施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、相互の意見及び見解を理解するよう努め、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 廃棄物処理施設の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、廃棄物処理施設の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設の設置場所

- (4) 廃棄物処理施設の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）及び関係機関の長に送付するものとする。

（周知計画書の提出）

第7条 事業者は、事業計画書の提出に併せ、又は事業計画書の提出後速やかに、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 関係市町村長は、前項の規定による周知計画書の写しの送付があったときは、送付を受けた日から起算して14日を経過する日までの間、当該周知計画について知事に意見を述べることができる。

（現地調査等）

第8条 知事は、第6条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

（関係市町村長等への照会）

第9条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通知するものとする。

（広告及び縦覧）

第10条 事業者は、第8条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

（事業計画の周知）

第11条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画の周知を図らなければならない。

2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

（意見書の提出）

第12条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第10条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日）までに、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を知事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

第13条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。

3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

(指導及び助言)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。

(実施状況報告書の提出)

第15条 事業者は、第11条第1項又は第13条第2項の規定による関係住民への周知を行ったときは、その実施状況を記載した書面（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(意見書等に対する関係市町村長の意見)

第16条 知事は、第12条の規定による意見書の提出があったとき、第13条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

2 知事は、関係市町村長から、前項の規定による送付の内容に関連して意見を求めることができる。

3 前項の規定により意見を求められた関係市町村長は、意見を求められた日から起算して14日を経過する日までに意見を述べるものとする。

(実施状況報告に対する通知)

第17条 知事は、第15条の規定による実施状況報告書及び前条第3項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

(1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。

(2) 事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

(3) 事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第15条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(意見の調整)

第18条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合又は第40条第1項の廃棄物処理施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第25条の規定による公告が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。）を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

3 知事は、意見の調整を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。

4 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に対し、会議への出席、資料の提出等の必要な協力を行わなければならない。

5 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に関する意見を記載した書面（以下「調整に関する意見書」という。）を知事に提出することができる。この場合において、知事は、当該調整に関する意見書の写しを、鳥取県廃棄物審議会に送付するものとする。

6 知事は、意見の調整を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

（意見調整結果の通知）

第19条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

（1）関係住民の理解が得られたと認めるとき。

（2）事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

（3）次条の規定により意見の調整を終結したとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

（意見の調整の終結）

第20条 知事は、意見の調整の結果、事業者が実施した関係住民の理解を得るための対応が十分と認められ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

（1）関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

（2）関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

（3）事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

（環境の保全に関する協定の締結）

第21条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 知事は、関係住民又は関係市町村長が、事業者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

（事業計画又は周知計画の変更の届出等）

第22条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第6条から前条までの規定の例によるものとする。

（事業計画の廃止の届出等）

第23条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

（許可申請等の制限）

第24条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）を行う前に、この条例に規定する必要な手続を行わなければならない。

2 この条例に規定する必要な手続は、事業者が第17条第1項第1号、第19条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知を受けたことをもって終了するものとする。

3 第40条第1項の廃棄物処理施設の設置については、第18条第1項の規定により当該廃棄物処理施設の設置について知事に意見の調整の申出があった場合に限り、前2項の規定を適用する。

第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設(法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設の承継)

第29条 廃棄物処理施設の設置者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 知事は、関係住民又は関係市町村長が、承継者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

第4章 鳥取県廃棄物審議会

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第17条第2項、第18条第6項及び第19条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 法に基づく許可の申請又は届出の審査に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。

2 審議会は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第33条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対して出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第35条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する細則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第37条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第6条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。

(2) 第10条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。

(3) 第13条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。

(4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき。

(5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(権限の委任)

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（第6条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(適用除外)

第40条 環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の対象となる廃棄物処理施設の設置については、第7条から第17条までの規定は、適用しない。

2 移動式の廃棄物処理施設（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。

(補則)

第41条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置（その構造又は規模の変更を含む。）に係る知事への事前協議の手続が行われていると知事が認める産業廃棄物処理施設については、第2章の規定は適用しない。

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第69号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 国立公園大山地内の利便性を高め、県民が大山の自然並びに歴史及び文化に親しむ機会を増大させ、もって自然を大切にすることを旨とするとともに、大山の観光振興に寄与するため、別表のとおり、鳥取県立大山駐車場（以下「駐車場」という。）を西伯郡大山町に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 駐車場（当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含む。以下この条、次条、第8条及び第13条において同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）

第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、駐車場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用時間及び休場日)

第6条 駐車場の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 駐車場の休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 指定管理者が知事の承認を得て定める期間内において、指定管理者が知事の承認を得て定める駐車場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」とい

う。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 駐車場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、駐車場への入場を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、駐車場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
大山国立公園駐車場	西伯郡大山町大山
大山屋内駐車場	西伯郡大山町大山
大山隠岐国立公園上槇原駐車場	西伯郡大山町赤松

備考

- 1 この表において「大山国立公園駐車場」とは、大山博労座駐車場の第1駐車場から第5駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。
- 2 この表において「大山屋内駐車場」とは、大山立体駐車場の1階部分及び2階部分をいう。
- 3 この表において「大山隠岐国立公園上槇原駐車場」とは、大山槇原駐車場の第1駐車場から第3駐車場までをいい、当該駐車場に附属する公衆便所及び場内道路を含むものとする。

